

# 能美市既存住宅土砂災害対策工事補助事業補助金交付要綱

令和4年9月21日

告示第129号

## (趣旨)

第1条 この告示は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害特別警戒区域」という。)内における住宅の土砂災害対策改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修工事 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の3に規定する構造方法に既存不適格であるものに対し、同条に規定する仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける改修工事(建築士が設計した改修に限る。)をいう。
- (2) 補助事業者 土砂災害対策改修工事を実施する住宅の所有者(市長が適当と認めるものを含む。)であって、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を完納しているものをいう。

## (補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助事業者が行う土砂災害対策改修工事とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、土砂災害対策改修工事に係る工事費に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、300万円を限度とする。

2 この告示に基づく補助金の交付は、住宅1軒につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助を受けようとする場合は、事業の着手前に補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、この告示の規定に適合するものであると認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、補助事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)又は補助金交付(中止・廃止)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金の使途が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助

事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第6号)を、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、補助金確定通知書(様式第7号)により、当該実績報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金(精算)請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の請求及び当該補助金の受領を土砂災害対策改修工事を請け負った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を土砂災害対策改修工事を行った者に対して支払っている場合は、この限りでない。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、第11条の規定による補助金の額の確定後に、請求及び受領に関する委任状(様式第9号)を添えて補助金交付請求書(代理受領)(第10号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(報告、調査及び検査)

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。  
(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年11月10日告示第142号)

この告示は、令和4年11月10日から施行する。